



長野県報

7月12日(木)
平成30年
(2018年)
第2990号

目次

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	2
長野県県税条例等の一部を改正する条例(税務課)	3
旅館業法施行条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課)	6

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	6
------------------------------------	---

告 示

平成30年3月30日専決処分した平成29年度補正予算の要領(財政課)	7
平成30年4月5日専決処分した平成30年度補正予算の要領(財政課)	7
平成30年7月6日成立した平成30年度補正予算の要領(財政課)	8
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定(障がい者支援課)	9
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の事業の廃止の届出(障がい者支援課)	9
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定(障がい者支援課)	9
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の事業の廃止の届出(障がい者支援課)	10
保安林の指定施業要件の変更(3件)(森林づくり推進課)	11
保安林の指定の通知の掲示(森林づくり推進課)	12
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出(会計課)	12
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出(会計課)	12
政治資金規正法に基づく政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(3件)(選挙管理委員会)	13
昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会)	13

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(情報政策課)	14
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課)	14
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	14
土地改良区連合の定款変更の認可(農地整備課)	14
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課)	14
開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課)	15
建築基準法に基づく道路の位置の指定(5件)(建築住宅課)	15
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課)	16
特定調達契約に係る落札者の決定(刑事企画課)	17

正 誤(情報公開・法務課)	18
(道路管理課)	18

本号で公布された条例のあらまし

◇ 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第34号)

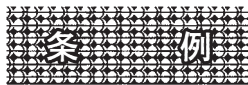
- 1 長野県特別職報酬等審議会の答申に基づき、県議会議員の議員報酬額並びに知事及び副知事の給料月額及び退職手当の支給割合等について改正を行ったほか、これに準じて、その他の特別職の職員の給料月額等について改正を行いました。
- 2 この条例は、平成30年8月1日から施行します。

◇ 長野県県税条例等の一部を改正する条例(条例第35号)

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 県たばこ税
 - ア 県たばこ税(紙巻たばこ)の税率の引上げ
県たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げることとしました。
(1本あたり0.07円ずつ計0.21円の引上げ)
 - イ 加熱式たばこの課税方式の見直し
紙巻たばこの税率の均衡を図るため、製品の「重量」と「価格」を基に紙巻たばこの本数に換算する方式に、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に切り替えることとしました。
 - (2) 個人県民税
多様な働き方への対応、所得の再分配機能の強化の観点で行われた基礎控除の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については、調整控除の適用をしないこととしました。
- 2 この条例は、1の(1)のアについては平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日、1の(1)のイについては平成30年10月1日、平成31年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日、1の(2)については平成33年1月1日(その他は、公布の日、平成32年4月1日)から施行します。

◇ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 旅館業法等の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されたこと等に伴い、規定の整理を行ったほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布します。
平成30年7月12日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第34号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第1号中「100分の55」を「100分の53」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の38」に改め、同項第3号中「100分の26」を「100分の25」に改め、同項第4号中「100分の17」を「100分の16」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 常勤の職員(次項に規定する者を除く。)が退職し、退職の日の翌日に同一の職の常勤の職員となったときは、退職の日までに

その者から申出があつた場合を除き、前2項の規定の適用については、引き続き在職したものとみなし、その退職に伴う退職手当は、支給しない。

別表第1中

1,278,000円
985,000円
814,000円

を

1,292,000円
996,000円
823,000円

に、「204,000円以上397,000円」を「206,000円以上401,000円」に、

「

814,000円
708,000円
785,000円

を

823,000円
716,000円
794,000円

に改める。

別表第2中

985,000円
861,000円
804,000円

を

996,000円
870,000円
813,000円

に改める。

別表第3の1中「181,000円以上355,000円」を「183,000円以上359,000円」に、「37,800円以上163,000円」を「38,200円以上164,000

円」に改め、同表の2中

25,600円	75,600円
23,000円	65,600円
23,000円	81,600円
23,000円	65,600円
25,600円	81,600円
23,000円	64,000円
25,600円	81,600円
23,000円	65,600円
23,000円	55,000円
25,600円	63,600円
23,000円	50,300円

を

25,800円	76,400円
23,200円	66,300円
23,200円	82,500円
23,200円	66,300円
25,800円	82,500円
23,200円	64,700円
25,800円	82,500円
23,200円	66,300円
23,200円	55,600円
25,800円	64,300円
23,200円	50,800円

に改め、同表の3中

25,600円	25,800円
23,000円	23,200円
25,600円	25,800円
23,000円	23,200円
15,600円	15,700円
12,800円	12,900円

を

に改め、同表の

4中「12,800円」を「12,900円」に、「15,600円」を「15,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

人 事 課

長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年7月12日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第35号

長野県県税条例等の一部を改正する条例

(長野県県税条例の一部改正)

第1条 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項、第4項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第18条の3第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改める。

第21条の4中「所得割の納税義務者に」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に」に改め、同条第1号のアの表の(キ)中「が45万円」を「が55万円」に改め、同(キ)のb中「40万円以上45万円」を「50万円以上55万円」に改める。

第38条第1項中「第72条の33」を「第72条の31」に改める。

第39条の9第1項中「によつて」を「により」に改める。

第41条の2の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第41条の2の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の施行令第39条の9に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第41条の3第1項中「消費等」の次に「(第3項第3号のアにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項の表の第1号のア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号のイ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第8条の2の3に規定するものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として施行令第39条の9の2第4項から第8項までに規定するところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第2節の2の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号のロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第41条の4中「860円」を「930円」に改める。

附則第2条第1項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年(次条から附則第11条まで及び附則第11条の2の3から第11条の3までにおいて「前年」という。)」に改め、「得た金額」の

次に「に10万円を加算した金額」を加え、「によつて」を「により」に改める。

附則第4条の4第1項第3号中「同年分」を「前年分」に改める。

附則第4条の4の2第1項第2号中「同年分」を「前年分」に改め、同条第2項第2号中「によつて」を「により」に改める。

附則第13条の2の3中「第72条の33第2項」を「第72条の31第2項」に改める。

第2条 長野県県税条例の一部を次のように改正する。

第41条の3第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 長野県県税条例の一部を次のように改正する。

第41条の3第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第41条の4中「930円」を「1,000円」に改める。

第4条 長野県県税条例の一部を次のように改正する。

第41条の3第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第41条の4中「1,000円」を「1,070円」に改める。

第5条 長野県県税条例の一部を次のように改正する。

第41条の2の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第41条の3第1項中「第3項第3号のア」を「第3項第2号のア」に改め、同条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げた紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

(長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 長野県県税条例等の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「は、新条例」を「は、長野県県税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第23項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「204円」を「274円」に改める。

附則第24項の表の附則第14項の項中

「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、

同表の附則第16項の項中「平成31年9月30日」を

「平成32年3月31日」に改め、同表の附則第17項の項中

「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中長野県県税条例第41条の2の次に1条を加える改正規定並びに同条例第41条の3及び第41条の4の改正規定並びに第6条及び附則第3項から第9項までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中長野県県税条例第38条第1項の改正規定並びに同

条例附則第2条第1項の改正規定(「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える部分を除く。)並びに同条例附則第4条の4第1項第3号、第4条の4の2第1項第2号及び第13条の2の3の改正規定 平成32年4月1日

(3) 第1条中長野県県税条例第18条の3第1項第2号及び第21条の4の改正規定並びに同条例附則第2条第1項の改正規定(「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える部分に限る。)並びに次項の規定 平成33年1月1日

(4) 第2条及び附則第10項の規定 平成31年10月1日

(5) 第3条及び附則第11項から第17項までの規定 平成32年10月1日

(6) 第4条及び附則第18項から第24項までの規定 平成33年10月1日

(7) 第5条及び附則第25項の規定 平成34年10月1日

(8) 前各号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(県民税に関する規定の適用)

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する規定の適用)

3 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

4 平成30年10月1日前に長野県県税条例第41条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同条例第41条の5第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第74条第1号に規定する製造たばこ(長野県県税条例等の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第33号)附則第11項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項から附則第9項までにおいて「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する長野県県税条例第41条第1項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。)又は改正法第1条の規定による改正後の地方税法(次項第1号及び附則第12項において「新法」という。)第74条第1項第4号に規定する小売販売業者(以下「小売販売業者」という。)がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第12項及び第19項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

5 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を平成30年10月31日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分(新法第74条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県

たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項
- 6 改正法附則第10条第4項の規定により、市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理した場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 7 附則第5項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 8 附則第4項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第1条の規定による改正後の長野県県税条例の規定中県たばこ税に関する部分（同条例第41条の3第1項、第41条の4、第41条の5、第41条の7、第41条の8及び第41条の9の規定を除く。）を適用する。この場合において、同条例第41条の3第2項中「前項」とあるのは「長野県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第35号。次項及び第41条の7の2第1項において「改正条例」という。）附則第4項」と、同条例第3項中「第1項」とあるのは「改正条例附則第4項」と、同条例第41条の7の2第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「改正条例附則第5項」と、「これらの規定に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成30年10月31日」とする。
- 9 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第4項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、長野県県税条例第41条の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第41条の7の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 10 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 11 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 12 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 13 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を平成

32年11月2日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項
- 14 改正法附則第12条第4項の規定により、市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理した場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 15 附則第13項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 16 附則第12項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第3条の規定による改正後の長野県県税条例の規定中県たばこ税に関する部分（同条例第41条の3第1項、第41条の4、第41条の5、第41条の7、第41条の8及び第41条の9の規定を除く。）を適用する。この場合において、同条例第41条の3第2項中「前項」とあるのは「長野県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第35号。次項及び第41条の7の2第1項において「改正条例」という。）附則第12項」と、同条例第3項中「第1項」とあるのは「改正条例附則第12項」と、同条例第41条の7の2第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「改正条例附則第13項」と、「これらの規定に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成32年11月2日」とする。
- 17 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第12項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、長野県県税条例第41条の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第41条の7の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 18 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 19 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 20 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日までに、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項
- 21 改正法附則第13条第4項の規定により、市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理した場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 22 附則第20項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 23 附則第19項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第4条の規定による改正後の長野県県税条例の規定中県たばこ税に関する部分（同条例第41条の3第1項、第41条の4、第41条の5、第41条の7、第41条の8及び第41条の9の規定を除く。）を適用する。この場合において、同条例第41条の3第2項中「前項」とあるのは「長野県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第35号。次項及び第41条の7の2第1項において「改正条例」という。）附則第19項」と、同条例第3項中「第1項」とあるのは「改正条例附則第19項」と、同条例第41条の7の2第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「改正条例附則第20項」と、「これらの規定に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成33年11月1日」とする。
- 24 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第19項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、長野県県税条例第41条の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第41条の7の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 25 附則第1項第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

税 務 課

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年 7月12日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第36号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和32年長野県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「ホテル営業の施設及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号及び第2項第10号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業の施設及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第1号のア中「洋式の構造設備のもの」を「寝台を置く客室」に、「和式の構造設備のもの」を「寝台を置かない客室」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、同条第2号中イ及びウを削り、エをイとし、オからサまでをウからケまでとする。

第3条第1項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」

に改める。

第4条第1項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改める。

第5条第1項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第2項中「及びウ」を削る。

第8条第1項第7号中「毎日1回以上」を「定期的に」に、「こと」を「こと。なお、宿泊者の入替えがあつた場合は、その都度清掃すること」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年 7月12日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第42号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和32年長野県規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の別紙中「建築型式 和（洋）風 階建」を「建物の構造 階建」に、
 「5 客室の種類別数 洋式 室 和式 室
 6 客室数及び定員」

を「5 客室数及び定員」に、和 洋 別 を

「寝台の有無」に、「7」を「6」に、「8」を「7」に、

「9」を「8」に、「10」を「9」に、

小便器個数	兼用便器個数

を

小便器個数

に、「11」を「10」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課